

2025年度

千葉県PTA連絡協議会 PTA団体総合補償制度

ご加入のご案内と事故処理の手引き



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん
千葉県許諾 第A2730-2号

加入締切日
3月31日

千葉県PTA連絡協議会

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館内
TEL 043-221-1100 FAX 043-221-1153

お問い合わせ（制度内容、事故等）

取扱代理店・扱者：有限会社 ブリス保険コンサルタント

〒260-0001 千葉市中央区都町3-14-4 環境技研ビル1階

TEL 0120-50-7940（学校専用ダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

FAX 043-309-8205

引受保険会社

AIG損害保険株式会社 千葉支店

〒261-7120 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト20階

TEL 043-350-3170（代表）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

FAX 043-297-6418 <https://www.aig.co.jp/sonpo>

●この手引きは補償制度の概要、事故手続きの流れを案内したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者またはAIG損害保険株式会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、重要事項説明書（契約概要、注意喚起情報、意向確認）を必ずご覧ください。

目次

1. PTA団体総合補償制度の概要	
(1) 補償内容	P1
(2) 保険金額と保険料	P2
(3) 保険期間	P2
(4) 傷害保険の補償対象となる方（被保険者）	P2
(5) 保険金をお支払いする場合	P3
(6) 保険金をお支払いできない主な場合	P4
2. ご加入の流れ	P5
3. 事故が発生した際の手続き	P6
4. Q&A	P7~P8
5. 過去の事故例	P9
6. 引受保険会社について	P10
個人情報取り扱いについて	
保険会社破綻時の取り扱いについて	
7. 提出書類	P11~P15
様式1 事故証明書兼事故発生通知書【傷害事故用】	
様式1 事故証明書兼事故発生通知書【賠償事故用】	
様式2 ボランティア参加者名簿	
様式3 代理人出席事前通知書	

1. PTA団体総合補償制度の概要

PTA団体総合補償制度は、PTAの皆様の「安心できるPTA活動」を目指し、各校PTAの会員（保護者・教職員・ボランティア[*]）での参加者）等および児童・生徒に生じる事故について、総合的な補償を提供する制度です。

[*] ボランティアとは、事前にPTAが認めた方をいいます。

- ・ PTA団体傷害保険（傷害保険普通保険約款＋PTA団体傷害保険特約＋細菌性食中毒補償特約＋熱中症危険補償特約）
- ・ PTA賠償責任保険（賠償責任保険＜個人用＞普通保険約款＋PTA特別約款＋児童・生徒補償対象外特約＋提供飲食物危険補償特約＋法律相談・クレーム対応費用補償特約）

(1) 補償内容

PTA会員（保護者・教職員）等の傷害事故に対して（PTA団体傷害保険） ※以下「傷害保険」といいます。

PTA会員とその同居の親族、PTAが事前に参加を認めた方が、PTAの主催・共催する行事（※1）に参加中（往復途上含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや万一の場合を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含みます。）

児童・生徒の傷害事故に対して（傷害保険）

児童・生徒が、PTAの主催・共催する行事（※1）に参加中（往復途上含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや万一の場合を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含みます。）
但し、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの定める給付対象となる場合は除きます。

各校PTAの賠償責任について（PTA賠償責任保険） ※以下「賠償保険」といいます。

日本国内におけるPTA管理下（※2）中で、各校PTAまたはPTA役員が、次のような法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償します。

- ・ PTA活動（※1）の遂行中に、管理上のミスなどによって第三者の身体・財物に損害を与えた場合
- ・ PTAが他人から借りたスポーツ用具などをPTAや生徒が損壊・紛失したり、盗難にあった場合

※1：日本国内でPTAが企画・立案し、主催または共催する行事、活動でPTA総会、運営委員会等PTA会則に基づいた手続きを経て決定した行事

（例）PTA役員会・総会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外パトロール

※2：PTAの指揮、監督、指導下でのPTA活動中（自宅から活動場所への往復途上は対象外）

(2) 保険金額と保険料

	補償内容	保 険 金 額
傷 害 保 険	死亡保険金	235万円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって)	死亡保険金の4～100%
	入院保険金日額(180日限度)	3,000円
	手術保険金 (手術の際の入院の有無によって 上記入院保険金日額の)	入院中10倍・入院中以外5倍 (1事故につき1回)
	通院保険金日額(90日限度)	1,500円
制度掛金(保険料・1世帯あたり)		81円
賠 償 保 険	対人賠償 (自己負担額:1事故1千円)	1名あたり支払限度額5,000万円/ 1事故あたり支払限度額3億円
	対物賠償 (自己負担額:1事故1千円)	1事故あたり支払限度額500万円
	保管物賠償 (自己負担額:1事故5千円)	1事故あたり支払限度額10万円/ 年間あたり支払限度額1,000万円
	提供飲食物危険補償特約	1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う賠償責任と同額
	法律相談・クレーム対応費用補償特約	弁護士費用:1事故あたり支払限度額100万円/ 年間あたり支払限度額1億円
制度掛金(保険料・児童・生徒1名あたり)		9円

(3) 保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの1年間

(4) 傷害保険の補償対象となる方(被保険者)

PTA活動に役割をもって参加している以下の方々

- ①PTA行事で活動中の 保護者会員、教職員、児童・生徒
 - ②PTA行事で活動中の 保護者会員の同居の親族(兄弟・祖父母など)
※同伴する同居の未就学児も対象とします。
(例) 児童の親の代理で同居の祖母がPTA集会に出席した。
 - ③PTAが事前に行事への参加を認めた方
※ボランティア、OB、OGとしてPTA活動に参加される方も同様とします。
(例) PTA会員のXさんの代理で隣のYさんが防犯パトロールに参加した。
(例) 児童・生徒の登下校中の安全確保のために見守り活動を行っている方
- (注) PTAが他団体との共同開催においては、他団体所属の方は補償の対象になりません。

(5) 保険金をお支払いする場合

	種類	概要
傷害保険	死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。
	後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含め180日以内の入院が対象)
	手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]
	通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。
賠償保険	対人賠償(基本補償)	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与え、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担した場合、被害者1名につき5,000万円、1回の事故につき3億円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故1千円)
	対物賠償(基本補償)	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担した場合、1回の事故につき500万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故1千円)
	保管物賠償(基本補償)	日本国内で保険期間中にPTA管理下において、被保険者(PTA)が使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をPTA会員または生徒が損壊、紛失した、または盗まれ、法律上の損害賠償責任を負担した場合、1回の事故につき10万円を限度、年間あたり1,000万円を限度に保険金をお支払いします。(自己負担額：1事故5千円)
	提供飲食物危険補償特約	PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払の対象外となります。お支払する保険金は基本補償(対人、対物、保管物賠償)の損害賠償金、損害発生・拡大防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用と同じです。ただし、損害賠償金、損害発生・拡大防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用の額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。
	法律相談・クレーム対応費用補償特約	保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者(PTA)が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用(※1)を補償します。但し、日本国内で発生した事故に限ります。①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。②PTAまたはPTA役員(退任した役員を含みます)がPTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。お支払する保険金は被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用(※2)について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。ただし、1回の事故(同一の事由に対して発生したクレーム行為などの事故は1回の事故とみなします)につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。なお、顧問料は含みません。 (※1)事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。 (※2)基本補償(対人、対物、保管物賠償)で支払われるべき費用を除きます

※傷害保険は、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症により身体に障害が生じた場合も補償します。

※賠償保険でお支払いする保険金は以下の通りです。(AIG損害保険㈱の事前承認が必要です)。損害賠償金、損害発生・拡大防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用。

※賠償金額の決定にあたっては、事前にAIG損害保険㈱の承認が必要です。その際にAIG損害保険㈱は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。

(6) 保険金をお支払いできない主な場合

傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ・入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ・妊娠・出産・早産 ・むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足り医学的他覚所見のないもの ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染 ・被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ <p style="text-align: right;">など</p>
賠償保険	<p><PTA活動（※1）に伴う損害賠償責任><保管物に係わる損害賠償責任>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p> <p><PTA活動（※1）に伴う損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 ・自動車などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任（提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。） ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任（ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。） <p style="text-align: right;">など</p> <p><保管物に係わる損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に見えられた保管物の破損によって生じた損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p> <p>（※1）「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。</p>
提供飲食物危険補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任 ・提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任 ・廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任 ・賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
法律相談・クレーム対応費用補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・台風、洪水、または高潮 ・放射線照射、放射能汚染 ・自動車などの所有、使用、管理 ・環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。） ・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由 <p style="text-align: right;">など</p>

2. ご加入の流れ

①ご加入の申込

3月31日（月）までに二次元コードまたは下記URLより申込をお願いします。



保険始期以降のキャンセルはできません。加入申込書の原本提出は不要です。
内容を確認後、メールで申込書（控え）をお送りいたしますので保管ください。

https://chiba.school-hoken.com/moushikomi_otp_2025/

②加入会員数等報告書の送付

5月1日時点の児童数・生徒数を6月6日（金）までに二次元コードまたは下記URLより加入会員数等報告書の送付をお願いします。



加入会員数等報告書（控え）の原本提出は不要です。
こちらで内容を確認後、メールで加入会員数等報告書（控え）をお送りいたします。受け取った加入会員数等報告書が加入証となります。

https://chiba.school-hoken.com/houkoku_otp_2025/

③保険料のお振込み方法

加入会員数等報告書（控え）を受け取った後、6月6日（金）までに保険料を下記のいずれかの口座にお振込みください。振込依頼人名には学校名を入れてください。

ゆうちょ銀行 記号 10520 番号 64305211
千葉銀行 県庁支店 普通 3126230
チ バケンピーティエーレンラクキョウギカイ カイチャウ キムラ トクミチ
(共通) 口座名義：千葉県 P T A 連絡協議会 会長 木村 得道

振込み手数料は各PTAでご負担ください。保険料のお振込みで加入手続きは完了となります。

お問合せ先

AIG損害保険株式会社 取扱代理店：ブリス保険コンサルタント

TEL：0120-50-7940

FAX：043-309-8205

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

3. 事故が発生した際の手続き

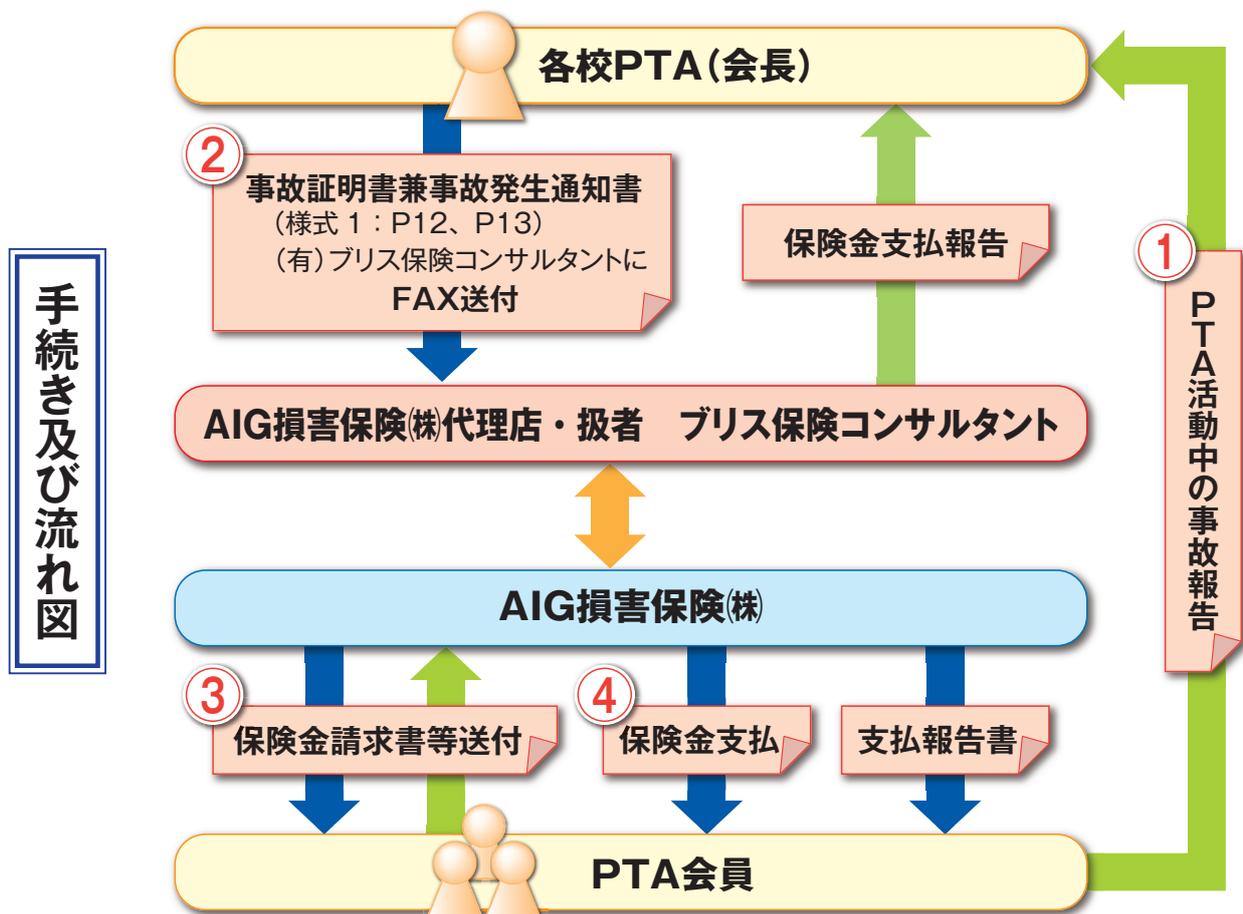
各校PTA（会長）より、AIG損害保険(株)代理店・扱者：プリス保険コンサルタントへ事故証明書兼事故発生通知書と参加した行事を証明する書類を事故の日から30日以内にFAXにて送付ください。

様式	書類名	提出先	提出期限
様式1 (P.12) (P.13)	事故証明書兼事故発生通知書 参加したPTA行事を証明する書類(*1)	AIG損害保険(株)代理店・扱者 プリス保険コンサルタント	事故発生後30日以内
様式2 (P.14)	ボランティア参加者名簿(*2)	同上	様式1と同時
様式3 (P.15)	代理人出席事前通知書(*2)	同上	様式1と同時

*1 総会資料、開催案内等

*2 対象者が補償対象者であるときに提出ください。(ボランティアとは、事前にPTAが認めた方をいいます。)

※ご請求の内容により別途診断書等の提出をお願いする場合がございます。



※ 保険金請求について

- ・ 傷害事故の場合は、ケガをした本人が保険金請求手続をとり、保険金は本人への支払いとなります。
- ・ 賠償事故の場合は、各校PTAが保険金請求手続を行い、AIG損害保険(株)が各校PTAへの示談援助を行います。相手と合意を得た後、AIG損害保険(株)から「銀行振込支払指図書」などで指定の口座への支払いとなります。

(注) ボランティア参加者（事前にPTAが認めた方）または代理人出席者が保険金請求者のときは、別紙（様式2）または（様式3）を事故証明書兼事故発生通知書（様式1）といっしょにご提出ください。

4. Q&A

【PTA団体傷害保険について】

Q 1 : ボランティアの事前登録はどのようにしたらよろしいですか？

A 1 : P14を参照もしくはご使用頂き、各校PTAに「ボランティア参加者名簿」を保管ください。事故発生時はコピーを提出ください。

Q 2 : 先生方は補償の対象となりますか？

A 2 : 当制度にご加入いただくことによって、先生方も補償の対象となります。保険料算出の世帯数と生徒数に先生は含めません。

Q 3 : 加入申込後の転入・転出の扱いはどのようにすれば良いのでしょうか？

A 3 : PTA団体傷害保険について、全員付保方式（準記名方式）の場合は、転入・転出に伴う手続きや追加保険料や返還保険料はございません。任意付保方式（記名式）の場合は、転入に伴う被保険者追加の場合のみ手続きと追加保険料が発生しますが、転出に伴う手続きや返還保険料はございません。PTA賠償責任保険について、確定方式の場合は保険期間中での転入・転出に伴う手続きはございません。

Q 4 : 傷害事故で自宅からPTA行事の活動場所までの往復途上の事故を含むとは、どの範囲まで良いのでしょうか？

A 4 : 自宅と行事の活動場所の通常経路（合理的と判断される経路）の途上で発生した事故が補償の対象となります。

Q 5 : 学校行事とPTA行事の関係はどのように区別したらよろしいのでしょうか？

A 5 : 学校行事とPTA行事は活動主体が異なり、当該補償制度の対象はPTA活動中となり、通常の学校行事は対象となりません。しかし、学校行事でもPTAが参加する行事は補償対象となります。この場合、学校長とPTA（共催者）会長の連名で行事の案内状が出されていることが必要です。また、入学式、卒業式のように学校主催の場合でも、次のQ6の回答に記載の通り対象となる場合がございます。

Q 6 : PTA主催でない行事にPTAとして参加する場合は補償対象となりますか？

A 6 : 以下補償対象となる主な場合になります。

- ①市町村や教育委員会からPTA会長またはPTAから代表3名の出席要請を受ける等PTAを代表して参加する場合
- ②PTA会長職と他団体の役職を兼務しているが、他団体の行事にPTAを代表してPTA会長として参加する場合
- ③体育協会、自治会、青年団、女性団体等の企画のスポーツ大会、レクリエーション大会でPTAの意思により参加する場合
(例) PTAの母親で編成のバレーボールチームが、PTA会長承認等でPTA活動の意思決定がある場合

Q 7 : 熱中症も補償されますか？

A 7 : 補償されます。但し、確認のため必ず「診断書」の取得が必要となります。

Q 8 : 補償対象者 (P2記載) の「同伴する同居の未就学児」が対象となる事故とは？

A 8 : 例えば、PTA会員が同居の幼稚園児を自転車の後部座席に乗せ、PTA主催の防犯パトロールに参加した際、誤って幼稚園児の足が自転車のタイヤに巻き込まれケガをしてしまった場合等。

Q 9 : PTAと他団体等の共催行事で、他団体の会員は傷害保険の対象となりますか？

A 9 : 他団体の所属者は補償の対象外です。但し、他団体に所属する方がPTA会員でもあり、他団体の活動でPTA会員の立場で参加する場合に補償の対象になります。(PTA会員であっても、同好の人が自由意思で編成したチームは対象外です。)

【PTA賠償責任保険について】

Q 10 : 賠償保険金はどんな時に支払われるのでしょうか。

A 10 : PTA活動の遂行が起因で生じた偶然な事故により、①他人にケガを負わせてしまった場合、②他人の財物を壊してしまった場合、③PTAが使用、管理する第三者から借用した用具等をPTA行事に参加中の被保険者が損壊・紛失もしくは盗取された場合にPTAが法律上の損害賠償責任を負担する場合補償します。

Q 11 : 賠償保険は相手の損害額が全て補償されますか？

A 11 : 事故状況等によりますが、相手との過失割合(責任分担)が発生するケースもあり、保険のお支払いもその責任割合に応じた形になる場合もございます。

Q 12 : 保管物賠償の補償対象は具体的にどのようになりますか？

A 12 : 第三者からの借用物はPTA管理下 (PTA活動中) にある間を補償するもので、原則としてPTAが団体として使用することを目的とし、借りた時点から第三者に返却するまでの間が対象となります。但し、PTA会員の返却者が返却し忘れ、自宅保管の際の事故等は対象となりません。

5. 過去の事故例

詳細・ご不明な点等ございましたら取扱代理店・扱者または引受保険会社までご相談ください。

<補償対象となる事例>

傷害補償

	事例
①	自宅からPTA役員会に出席するため学校へ向かう途中※、自転車同士で接触し転倒。
②	PTA役員会終了後、PTAルームの掃除当番で清掃作業中に濡れた床で滑って転倒。
③	PTA主催の父母対象のバレーボール部活動中にスパイクを打って着地した際に足首を捻った。
④	PTA主催の祭りで、輪になってインディアカの羽根をついていたところ、羽根の先が目に入った。
⑤	学校の運動会の保護者参加競技にPTA代表として出場し、転倒して手首を骨折。
⑥	PTA主催バレーボール大会で自校PTA代表として出場し、試合中でブロックの際に膝を負傷。
⑦	PTA主催の高校見学会に参加中、雨で濡れた廊下で転倒し首と手首を負傷。
⑧	PTA主催の資源回収活動に参加中、回収車（トラック）の荷台から降りる際に足首を捻挫。

※賠償補償については、自宅からPTA活動場所までの往復途上の事故は対象外となります。

賠償補償

	事例
⑨	PTA主催で除草作業活動中、誤って切断した木枝が学校に隣接する会社の電線に引っかかり切断。
⑩	PTA主催の祝賀会で、PTAが近所の方から借りた花瓶をPTA役員が誤って転倒させ破損。

<補償の対象外となる事例>

傷害補償

	事例・(補償対象外となる)理由
①	学校の運動会に子供の応援の為だけに来られていた保護者の方が転倒し負傷。 <理由>運動会自体は学校行事で、PTAの代表や役割としての手伝いや保護者競技参加ではないため。
②	学校の部活動に参加中に生徒がケガをした。 <理由>PTA活動中ではないため。なお、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の対象となる可能性もありますので、加入有無を含め学校等に確認ください。
③	学校の部活動の遠征試合の際、生徒の引率をしていた保護者の方がケガをした。 <理由>PTA活動中ではないため。

賠償補償

	事例・(補償対象外となる)理由
④	通常授業出席のため学校へ登校中、児童が誤って路上駐車車の車に傷をつけた。 <理由>PTA活動中ではないため。また、賠償補償ではPTA活動への「行き帰り」は対象外です。
⑤	学校の記念式典及び祝賀会の際、PTAがお預かりした来賓の靴を紛失した。 <理由>PTA保管の財物でも、借用物（PTAが自ら使用する為に第三者から借りた物）以外の「紛失・盗難」は賠償保険の補償対象となりません。

6. 引受保険会社について

●引受保険会社

AIG損害保険株式会社 千葉支店

〒261-7120
千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト20F
TEL：043-350-3170（代）
受付時間：午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始を除く）
FAX：043-297-6418
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

●取扱代理店・扱者

有限会社 ブリス保険コンサルタント

〒260-0001
千葉市中央区都町3-14-4 環境技研ビル1階
TEL：0120-50-7940（学校専用ダイヤル）
受付時間：午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始を除く）
FAX：043-309-8205

取扱代理店・扱者はAIG損害保険株式会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、AIG損害保険株式会社と直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて

団体（保険契約者）は、加入申込書・ボランティア参加者名簿・出席事前通知書に記載された個人情報を当補償制度の引受保険会社に提供します。

引受保険会社は、ご加入者の個人情報を主に以下の目的のために利用します。

- (1) 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- (2) 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 引受保険会社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- (4) お客さまとのお取引および引受保険会社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (5) その他上記に付随する業務

詳細についてはAIG損害保険株式会社ホームページ（<https://www.aig.co.jp/sonpo>）に掲載のプライバシーポリシーをご覧ください。

なお、AIG損害保険株式会社は、円滑な保険金お支払い等のために被保険者が所属する学校、幼稚園、保育園、施設等に提供する場合があります。

●保険会社破綻時の取扱いについて

AIG損害保険株式会社の経営が破綻した場合には、保険金や返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。その場合に備えて、損害保険契約者保護機構の制度があります。当補償制度はこの制度の対象となります。損害保険契約者保護機構の制度の詳細につきましては、損害保険契約者保護機構のホームページ（<http://www.sonpohogo.or.jp/>）をご参照いただくか、AIG損害保険株式会社までお問い合わせください。

7. 提出書類

※必要なときはコピーしてご使用ください。

様式	書類名	提出先	提出期限	その他
様式1	事故証明書兼事故発生通知書	AIG 損害保険(株) 代理店・扱者 ブリス保険コンサルタント	事故発生後30日以内	P12 P13
様式2	ボランティア参加者名簿(*)	AIG 損害保険(株) 代理店・扱者 ブリス保険コンサルタント	様式1と同時	P14
様式3	代理人出席事前通知書(*)	各校PTA会長 AIG 損害保険(株) 代理店・扱者 ブリス保険コンサルタント	行事開催前 様式1と同時	P15

*は、対象者が事故報告されるときに提出ください。

(様式1)

A4版
コピーして使用
してください

PTA団体総合補償制度

【傷害事故用】

事故証明書 兼 事故発生通知書

PTA活動で会員の方や教職員の方が怪我をした時の報告書です。

千葉県PTA連絡協議会会長 様

会長印または
会長個人印

PTA名

学校PTA

会長名

印

●ご報告者様の情報

お名前と役職	TEL	FAX	MAIL

ご連絡先は日中にご連絡ができる番号でお願いいたします。

●お怪我をされた方の情報と事故状況について

お名前 (ふりがな)	性別	年齢	属性 (下記のいずれかをチェック)
			<input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 生徒・児童 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 代理人
保護者名 (受傷された方が未成年の場合記入)	TEL		住所
事故の状況 (いつ・どこで・何をしている時に・どうなって・どこを怪我したか、を詳しくご記入ください。) 例) 2025年4月29日に開催されたPTA主催の父母バレーボール部の活動中に体育館で転んで足をねん挫した。			
病院名	病院TEL	病院住所	

- ・ 事故発生日後、30日以内に下記の番号にFAXしてください。
- ・ 提出書類は、控えとして保管してください。
- ・ 事故証明書兼事故発生通知書の原本送付は不要です。
- ・ 代理店で事故受付後、保険金請求書をお客様にお送りします。
必要事項をご記入の上、保険会社へ提出してください。

FAX先 : 043-309-8205

保険金請求に関するお問い合わせ先 : ブリス保険コンサルタント 0120-50-7940

受付時間 : 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始を除く)

(様式1)

A4版
コピーして使用
してください

PTA団体総合補償制度

【賠償事故用】

事故証明書 兼 事故発生通知書

PTA活動で第三者の方に怪我をさせたり、物を壊してしまった時の事故報告書です。

千葉県PTA連絡協議会会長 様

会長印または
会長個人印

PTA名

学校PTA

会長名

印

●ご報告者様の情報

お名前と役職	TEL	FAX	MAIL

ご連絡先は日中にご連絡ができる番号でお願いいたします。

●被害者の方の情報と事故状況について

相手方のお名前（ふりがな）	相手方TEL	相手方のご住所
相手方が未成年の場合、保護者名	行事名	事故発生場所
事故の状況 （いつ・どこで・何をしている時に・何が起きて・どうなったのかを詳しくご記入ください。） 例）2025年4月13日15時ごろ、入学式の片づけ中に近所から借りていた花瓶を落として割ってしまった。		

- ・事故発生日後、30日以内に下記の番号にFAXしてください。
- ・提出書類は、控えとして保管してください。
- ・事故証明書兼事故発生通知書の原本送付は不要です。
- ・代理店で事故受付後、保険金請求書をお客様にお送りします。
必要事項をご記入の上、保険会社へ提出してください。

FAX先：043-309-8205

保険金請求に関するお問い合わせ先：ブリス保険コンサルタント 0120-50-7940

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

(様式3)

A4版 コピーして使用してください

**2025年度 PTA団体総合補償制度
代理人出席事前通知書**

学校PTA会長 様

PTA会員

印

()月()日の()行事参加につき、
下記理由により、私の代理出席として、()様に
依頼しますのでご承認のほどお願いいたします。

***代理出席依頼理由；**

※出席代理人の方が補償対象者のとき提出ください。

「個人情報の取扱いについて」(P10)の内容に同意の上ご通知ください。

(注) 提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

